

高知保険医協会理事会声明

国民皆保険制度を破壊する 健康保険法等改正案の衆議院本会議可決に抗議する

4月28日、衆議院本会議において「健康保険法等の一部を改正する法律案」が可決されました。本法案は一部の薬剤の費用を公的保険の対象外とするもので、全ての国民が必要な医療を平等に受けられる国民皆保険制度を崩すものです。

今次法案では、「OTC類似薬」と言われる風邪や花粉症、痛み止め、胃痛等の薬、77成分1100品目の薬剤費の4分の1を保険外の「選定療養」とし、特別料金を徴収するとされています。その理由は「診療時間中の受診が困難等の理由によりOTC医薬品で対応している患者との公平性」を挙げていますが、副作用や他の疾患の可能性を医師の診察によって判断する必要のある医薬品を薬局等で購入できる「OTC医薬品」としたことがそもそも問題であり、さらに「受診が困難」な状況の解決ではなく、全ての国民の「医療を受ける権利」を「受診が困難」なレベルに引き下げて「公平」とすることは許されません。

しかも本法案は、一部医薬品の薬剤費の4分の1の「保険外し」にとどまらず、大臣裁量でさらなる薬剤費や薬剤以外のその他の医療にもその対象が拡大されかねない規定になっています。昨年末の財務・厚労大臣の「大臣折衝事項」には、今後、対象範囲や負担割合を拡大していくことが明記もされています。

政府はこうした患者負担増を「現役世代の保険料の軽減」のためとしますが、今次見直しによる保険料軽減は加入者一人当たりわずか年400円（月33円）にすぎません。それだけの「軽減」で、例えば花粉症で内服1種類、点眼・点鼻を処方された場合の負担は1,500円増えます。本当のことを知れば、現役世代でも賛同する声は決して多くはないのではないのでしょうか。

当協会は、今後参議院での十分な審議で本法案の問題点を明らかにし、廃案とするよう求めます。

2026年4月28日

高知保険医協会

2026年度第1回理事会